

令和8年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約の発注見通し

No.	業務名	履行場所	業務概要	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準	申請方法
1	保健センター及び中央公民館鶴見分館平日清掃業務委託	鶴見町地内	施設清掃 1,973㎡月3回 年間37回を限度とする。	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
2	令和8年度 総合運動公園施設管理業務委託	赤瀬川地内	総合運動公園施設管理(平日夜間17:00~22:15、土・日・祝日8:15~22:15)、巡視・電話受付・窓口対応・機械警備の稼働確認・管理日誌の作成等	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
3	令和8年度 総合運動公園除草管理業務委託	赤瀬川地内	刈払作業・除草作業等及び必要に応じて、イベント等の準備・後片付け(年10回)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
4	令和8年度 脇本地区運動広場草払い業務委託	脇本地内	草払い及び刈払い業務(年8回)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
5	令和8年度 学校給食センター除草作業業務委託	赤瀬川地内	学校給食センター敷地内の除草作業業務 年3回(春・夏・秋)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
6	漁港環境緑地施設 除草作業業務委託	晴海町地内	漁港環境緑地施設の刈払作業、除草作業 阿久根漁港駐車場(交番横)の刈払作業 水産振興センターの刈払作業	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
7	脇本漁港深田地区トイレ清掃業務委託	脇本地内	脇本漁港深田地区のトイレ清掃、敷地内清掃、施設の点検	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
8	令和8年度 肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託	折口地区	トイレ施設内清掃 施設周辺(概ね周囲3m程度)のゴミ拾い及び草取り 週2回程度、年間102回以上	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
9	教職員住宅敷地内整備業務委託	市内一円	田代小校長・教頭住宅、折多小教頭住宅、尾崎小校長・教頭住宅、脇本小校長住宅、鶴川内中校長住宅、旧大川中校長住宅敷地内の除草及び剪定作業	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
10	尾崎小学校敷地内整備業務委託	山下地内	尾崎小学校敷地内の除草作業3回及び樹木の剪定1回(年4回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
11	旧大川中学校敷地内整備業務委託	大川地内	旧大川中学校敷地内の除草作業3回及び樹木の剪定1回(年4回程度)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
12	市有地(旧黒之浜児童館)除草等業務委託	脇本地内	除草作業業務 478.46㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-

令和8年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約の発注見通し

No.	業務名	履行場所	業務概要	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準	申請方法
13	市有地(水産加工団地)除草等業務委託	晴海町地内	除草作業業務 6,115㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
14	市有地(倉津団地)除草等業務委託	波留地内	除草作業業務 5,171㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
15	市有地(旧国民宿舎源泉施設)除草等業務委託	鶴見町地内	除草作業業務 86.88㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
16	市有地(中植松原野)除草等業務委託	赤瀬川地内	除草作業業務 173㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
17	市有地(旧国民宿舎敷地)除草等業務委託	波留地内	除草作業業務 2,000㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
18	市有地(県営堤山住宅裏)除草等業務委託	赤瀬川地内	除草作業業務 486㎡のうち270㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
19	市有地(旧隼人小学校プール用地)除草等業務委託	脇本地内	除草作業業務 707㎡ 年4回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
20	令和8年度 阿久根市民交流センター周辺樹木除草等管理業務委託	塩鶴町地内	刈払い及び枝落し業務 1式 刈払い作業 年5回、枝落とし作業 年1回、芝刈り作業 年2回、薬剤散布 2回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
21	令和8年度 市内史跡等除草等管理業務委託	市内一円	市内の史跡の除草、草払い作業 延べ6日間(1回につき作業員2名)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
22	令和8年度 脇本地区公民館清掃業務委託	脇本地内	脇本地区公民館会議室、玄関、トイレ等清掃及び除草作業 週2回程度	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
23	令和8年度 大川地区公民館清掃業務委託	大川地内	大川地区公民館会議室、玄関、トイレ等清掃及び除草作業 週1回程度	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-

令和8年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約の発注見通し

No.	業務名	履行場所	業務概要	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準	申請方法
24	令和8年度 青年の家清掃業務委託	波留地内	玄関、会議室、研修室、食堂、トイレ等の館内清掃作業及び敷地内草刈り業務 延べ38日間	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
25	令和8年度 脇本地区公民館隼人分館草刈り業務委託	脇本地内	脇本地区公民館隼人分館運動場草刈り業務 年3回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
26	阿久根市長選挙開票所床シート設置業務委託	赤瀬川地内	阿久根市長選挙の開票所である総合体育館アリーナの床シート設置業務	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
27	市内公園・街路樹除草等作業委託	市内一円	6公園の刈払い作業、除草作業 7路線の街路樹除草作業	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
28	市営住宅除草及び剪定作業等業務委託	市内一円	市営住宅及び住宅道路等の供用部分のうち、市が指定する区域の除草及び剪定作業	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
29	みなみ保育園園舎周囲除草作業業務委託	西目地内	園舎周囲の除草・刈払作業及び除草・刈払後の産廃処理(年5回)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センター等	-
30	令和8年度 総合運動公園トイレ清掃業務委託	赤瀬川地内	総合運動公園内トイレ清掃17か所 週2回 年103回	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
31	阿久根大島行渡船場清掃業務委託	晴海町地内	渡船場内のトイレ、床等の清掃(トイレトーパー交換含む。) 渡船場駐車場周辺の清掃、除草 4月から6月まで及び9月から10月まで 週1回 7月から8月まで 週3回 11月から翌3月まで 2週間に1回(年間60日)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
32	脇本海水浴場トイレ等清掃業務委託	脇本地内	北側及び南側トイレの清掃(トイレトーパー交換、手洗用洗剤詰め替え作業、虫除けペープ設置作業含む。) 北側及び南側トイレ周辺のごみ拾い、除草 4月から6月まで及び9月から翌3月まで 週1回 7月から8月まで 2日に1回(年間76回)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-

令和8年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号適用契約の発注見通し

No.	業務名	履行場所	業務概要	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準	申請方法
33	大川島海水浴場トイレ等清掃業務委託	西目地内	トイレの清掃(トイレトーパー交換含む。) 駐車場及びトイレ周辺のごみ拾い、除草 4月から6月まで及び9月から翌3月まで 週1回 7月から8月まで 週3回(年間73日)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
34	阿久根駅前清掃等業務委託	栄町地内	阿久根駅前の掃き掃除及び雑草の除去等の清掃作業 週1回(年間52日) 花壇及び駅前プランターの花の植替え 年4回 作業対象区域内の植栽の維持管理 適宜	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
35	寺島宗則記念館トイレ清掃業務委託	脇本地内	トイレの清掃(トイレトーパー交換含む。) 週1回(年間51日)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
36	令和8年度 阿久根市民交流センター日常清掃業務委託	塩鶴町地内	施設清掃 2,568.36㎡ 毎週月・木曜日(年間100日間) 該当日が祝日の場合はその翌日	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
37	令和8年度 市庁舎平常日清掃業務委託	鶴見町地内	施設清掃 174.38㎡ 週2回 年間97日間	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
38	番所丘公園記念植樹管理業務委託	西目地内	番所丘公園記念植樹への施肥作業並びに周辺の除草作業	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
39	令和8年度 西目地区集会施設清掃作業等施設管理業務委託	西目地内	施設の開閉や利用に関する管理業務(年間1,200時間) 清掃作業(665.5㎡、週2回 年間100日間)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
40	令和8年度 折多地区集会施設清掃作業等施設管理業務委託	多田地内	施設の開閉や利用に関する管理業務(年間1,000時間) 清掃作業(362.07㎡、週2回 年間100日間)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-
41	令和8年度 阿久根市農村環境改善センター清掃作業等施設管理業務委託	赤瀬川地内	施設の開閉や利用に係る管理業務(年間1,200時間) 清掃作業業務(985.19㎡、年間52日間)	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設等	-